

令和3年10月29日

鴻巣市教育委員会
教育長 望月 栄 様

鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会
会 長 石 崎 一 記



小学校プール施設の維持と中学校プール施設の廃止について（答申）

本審議会は、令和3年9月17日付鴻教総第386号で諮問を受けた標記の件について、慎重に審議を行い、下記によることが妥当であるとの結論に達しましたので、答申します。

記

審議結果

小学校プール施設は維持し、中学校プール施設を令和4年度から廃止する。

小学校での水泳授業については、低学年のうちから、水遊びなどで水に慣れ親しむことや、水に浮く・泳ぐなどの経験を十分しておくことで、水泳に関する基本的な技能等を習得します。加えて、着衣泳を実施するなど、水難事故防止といった命を守る観点からも必要であると考えられます。

また、中学校での水泳授業は、泳法を身に付け、効率的に泳ぐことを学習するなど、泳力の向上等を図ることとされており、学習指導要領において第2学年までは必修とされていることから、小学校と同様に極めて重要であると認識しています。

しかし、現在、市内27校の小中学校に設置されているプール施設の多くは、築年数が30年以上経過し、老朽化により、今後の維持管理費用や改修費用が増大することが予想されています。加えて、水泳授業は年間10時間程度となっており、そのうち天候等により実施できない場合もあるなど、多額の維持管理経費を要しているにもかかわらず、プール施設の使用日数は少ないのが現状です。また、安全確保のための対策、温暖化による平均気温の上昇や熱中症のリスク等、多くの課題があります。

これらの課題に対し、多面的に検討した結果、中学校のプール施設を廃止とすることはやむを得ないと考えます。

中学校のプール施設の廃止に伴い、保健体育の授業を中心に、生徒の学習活動に変更が生じることも想定されますが、それが生徒にとって有意義なものとなるよう各校の特色を踏まえて、授業内容を検討していただきたい。また、廃止したプール施設の安全確保・有効活用を含めて、教室や体育館などの学校施設の計画的な修繕や改修、維持管理等に取り組むなど、子どもたちが安全で快適な学校生活を送るための教育環境の整備に関し、より一層の配慮を望みます。

以上のことから、小学校プール施設を当面の間維持し、中学校プール施設を令和4年度から廃止することは妥当であると結論付けます。

なお、今後、小中学校の水泳授業と施設のあり方を検討する際には、民間施設の活用等を含めて検討することを望みます。